

国総建第79号
平成21年7月3日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の4第1項に基づく建設業許可の地位の承継等に関する事務取扱いについて

今般、我が国経済の持続的発展を図るために、我が国における産業活動の革新等を図ることが重要であることにかんがみ、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）について、題名を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改めるとともに、中小企業の事業再生支援の強化等の措置を講ずるため、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第29号）が平成21年4月30日に公布されたところです。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法では、新たに中小企業承継事業再生計画の認定制度が創設され、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可についても、その地位の承継の特例が措置されているところです。

中小企業承継事業再生計画の認定制度に関する事務については、関係法令によるほか、別添のとおり取り扱うこととしましたので、貴団体傘下の会員等に対し周知するようお願いします。

国総建第78号
平成21年7月3日

各地方整備局等建設業担当部長 あて
各都道府県主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の4第1項に基づく建設業許可の地位の承継等に関する事務取扱いについて

今般、我が国経済の持続的発展を図るために、我が国における産業活動の革新等を図ることが重要であることにかんがみ、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）について、題名を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改めるとともに、中小企業の事業再生支援の強化等の措置を講ずるため、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第29号）が平成21年4月30日に公布されたところです。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法では、新たに中小企業承継事業再生計画の認定制度が創設され、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可についても、その地位の承継の特例が措置されているところです。

中小企業承継事業再生計画の認定制度に関する事務については、関係法令及び事務連絡（平成21年6月22日付け中小企業庁経営支援部経営支援課）によるほか、下記により取り扱われるようお願いします。

記

第一 建設業許可の承継に係る手続

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「法」という。）では、新たに中小企業承継事業再生計画（以下「再生計画」という。）の認定制度が創設され、再生計画に政令で定める特定許認可等に基づく地位であつて承継事業者が承継しようとするものを記載することができることとし、当該記載のある計画について主務大臣（再生計画に係る事業を所管する大臣及び経済産業大臣）の認定を

受けた場合には、当該特定許認可等の根拠法令の規定にかかわらず、事業の承継の際に当該特定許認可等の地位を承継することができる特例が措置されている。

特定許認可等は、具体的には産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成11年政令第258号。以下「施行令」という。）で定められており、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可（以下「建設業許可」という。）が、その一つとして規定されている。

1. 事前調整の実施

経済産業局への事前の相談を通じて、再生計画の認定申請を行おうとする者が、建設業許可について、再生計画の許可の承継に関する特例措置を活用する意向があることが確認された場合には、経済産業局から当該許可をした行政庁（以下「許可行政庁」という。）に対して、書面（別添1-1）により、事前調整の開始を依頼する旨の連絡がなさられる。

当該連絡を受けた許可行政庁は、申請を行おうとする者に対して、事前調整を行うために必要な関係書類等の指示を行うとともに、必要に応じて申請を行おうとする者との事前の打合せ等を実施する。なお、経営事項審査の取扱いについては、「第二 経営事項審査関係事務の取扱い」とおりであるが、公共工事の発注者によつては、入札参加資格の認定に当たつて新たな経営事項審査の受審が必要となる場合がある旨、再生計画の認定申請を行おうとする者に対して周知する。

事前調整を通じて、2. の協議を受けた際に十分に同意が可能であると判断される程度にまで関係書類等の準備が整つた時点で、経済産業局に対し、書面（別添1-2）により、事前調整が完了した旨の連絡を行う。

2. 協議・同意に係る手続

法第39条の2第5項において、経済産業大臣及び再生計画に係る事業を所管する大臣は、再生計画に特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、計画の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得なければならないとされている。具体的には、再生計画に建設業許可に基づく地位が記載されている場合に、経済産業局から許可行政庁に対して、協議されることとなる。

（1）協議・同意に係る取扱い

法第39条の2の規定に基づき、再生計画の認定の申請があった場合には、経済産業局において、再生計画に建設業許可に基づく地位が記載され、かつ、1. の事前調整が完了した旨の連絡があつたことを確認した上で、経済産業局から、許可行政庁に、

- ①協議依頼文書（別添2-1）
- ②建設業許可の承継に係る審査に必要な書類
- ③再生計画の申請書の写し及び添付書類

が送付される。

許可行政庁は、同意に係る審査を行った上で、同意の可否について、経済産業局に対し、通知する（別添2-2）。

協議・同意に係る審査は、専ら許可行政庁がこれを行う。

（2）審査基準

法第39条の2第7項において、特定許認可等をした行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同意をするかどうかを判断するものとされており、具体的には、建設業法に基づき、通常の建設業許可と同様の審査を行うこととなる。

（3）審査書類

施行令第9条第2項の同意のために必要な書類は、建設業許可の審査において必要な書類と同様とする。ただし、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第4条第1項第11号の登記事項証明書、第14号の納付すべき額及び納付税額を証する書面等については、許可を承継する法人が未設立である場合には提出を要しない。これらの書類については、3.の報告時に別途提出を求める。

（4）中小企業承継事業再生計画の変更に伴う取扱い

認定を受けた申請者が法第39条の3第1項の規定に基づき再生計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならないとしている。これに関して、承継事業者が事業を承継する前に当該計画の変更の申請がされた場合には、再度、許可行政庁への協議がなされる。この場合の手続は（1）から（3）を準用する。

3. 承継事業者の事業の承継の報告に係る手続

法第39条の4第2項において、認定を受けた者は、再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、その事実を証する書面を添えて、主務大臣に報告することとされており、また、法第39条の4第3項において、主務大臣は、その報告に係る事項を特定許認可等に係る行政庁に通知することとしている。具体的には、報告を受けた経済産業局が、事業の承継の報告に係る事項を許可行政庁に通知することとなる。

4. 標準処理期間

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成21年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）第39条第1項及び第2項並びに第40条第4項及び第5項において、再生計画における計画の認定の申請から認定までに係る期間及び変更の認定の申請から認定までに係る期間は原則として一月以内とされ、両期間には特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得るために要した期間を含まないとされている。ただし、1.の事前調整にお

いて、十分に同意が可能であると判断される程度にまで関係書類等の準備整っていることを勘案し、同意に係る審査については迅速に対応するものとする。

5. その他

（1）許可の有効期間について

再生計画の許可の承継に関する特例措置により承継した建設業許可の有効期間については、当該計画の認定を受けた法第2条第21項の特定中小企業者（以下「旧事業者」という。）の許可の有効期間の残存期間を法第2条第23項の承継事業者（以下「新事業者」という。）が引き継ぐ。

（2）許可に付された条件について

再生計画の許可の承継に関する特例措置により承継した建設業許可に付された条件については、新事業者がこれを引き継ぐ。

（3）許可番号について

新事業者は旧事業者の許可番号を承継するものとする。ただし、新事業者が既に建設業許可を取得している場合は、この限りでない。

（4）廃業届の取扱いについて

再生計画の許可の承継に関する特例措置により承継した建設業許可については、旧事業者は建設業法第12条の規定による廃業届を提出することは要しない。特例措置により承継しない建設業許可については、旧事業者は建設業法第12条の規定に基づき廃業届を提出することを要する。

第二 経営事項審査関係事務の取扱い

再生計画の許可の承継の特例措置により承継した建設業許可に関する経営事項審査の取扱いは次のとおりとする。

1. 事業譲渡の場合

旧事業者が建設業の譲渡を行う直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「譲渡直前経審」という。）を既に受けているときは、新事業者が譲渡時を審査基準日とする新たな経営事項審査を受けない場合でも、譲渡直前経審が有効である。

ただし、新事業者が譲渡時を審査基準日とする新たな経営事項審査を受けることを妨げない。その場合の事務取扱いについては、「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成20年3月10日国総建第311号）」によることとする。

2. 会社分割の場合

旧事業者が分割の直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「分

割直前経審」という。)を既に受けているときは、新事業者が分割時を審査基準日とする経営事項審査を受けない場合でも、分割直前経審が有効である。

ただし、新事業者が分割時を審査基準日とする新たな経営事項審査を受けることを妨げない。その場合の事務取扱いについては、「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について(平成20年3月10日国総建第313号)」によることとする。

＜別添1-1：事前調整開始に係る事務連絡の文書例＞

事務連絡
平成〇年〇月〇日

地方整備局等又は都道府県担当部署名

〇〇経済産業局〇〇〇部〇〇〇課

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の4第1項の特定許認可等に基づく地位の承継に係る事前調整開始について(依頼)

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2第1項に基づく中小企業承継事業再生計画の認定の申請について、下記の者から当局に対し、申請に際して事前の相談があり、同法第39条の2第3項の規定により、建設業法第3条の許可に基づく地位を当該計画に記載する意向を確認いたしました。

つきましては、本件に関しまして、下記の者から貴課に対し事前照会等を行いますので、ご対応頂きますようよろしくお願ひいたします。

記

※特定中小企業者及び承継事業者の名称、所在地、代表者名、連絡先を記載。

<別添1-2：事前調整完了に係る事務連絡の文書例>

事務連絡
平成〇年〇月〇日

〇〇経済産業局〇〇〇部〇〇〇課

地方整備局等又は都道府県担当部署名

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の4の特定許認可等に基づく地位の承継に係る事前調整の完了について

平成〇年〇月〇日付けをもって、貴課から依頼がありました、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の4第1項の特定許認可等に基づく地位の承継に係る事前調整につきまして、下記の者との事前の調整が整いましたのでご連絡いたします。

記

※特定中小企業者及び承継事業者の名称、所在地、代表者名、連絡先を記載。

<別添2-1：協議に係る文書例>

文書番号
平成〇年〇月〇日

地方整備局等の長又は都道府県の長名 殿

地方整備局長等の長及び経済産業局長名

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2第5項の規定に基づく特定許認可等に係る協議について（依頼）

下記の者から、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2第1項の規定に基づき、中小企業承継事業再生計画の認定申請があり、当該計画に、同法第39条の2第3項の規定に基づき、建設業法第3条の許可に基づく地位が記載されておりますので、同法第39条の2第5項の規定に基づき協議いたします。

記

※特定中小企業者及び承継事業者の名称、所在地、代表者名、連絡先を記載。

<別添2-2：同意に係る文書例>

文書番号
平成〇年〇月〇日

地方整備局等の長又は都道府県の長名 肄

地方整備局長等の長及び経済産業局長名

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2第5項の規定に基づく特定許認可等に係る協議について（回答）

平成〇年〇月〇日付けをもって、地方整備局等の長及び経済産業局長名から依頼がありました、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2第5項の規定に基づく特定許認可等に係る協議の依頼につきまして、下記の通り回答いたします。

記

同意する（又は同意しない）

※同意しない場合は理由を記載。

<別添3：経済産業局の中小企業承継事業再生計画に係る担当窓口一覧>

局・部・課室名	電話番号
北海道経済産業局 中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局 中小企業課	022-222-2425
関東経済産業局 中小企業金融課	048-600-0425
中部経済産業局 中小企業課 中小企業再生支援室	052-951-0521
近畿経済産業局 中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局 中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局 中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局 中小企業課	092-482-5447
沖縄総合事務局 中小企業課	098-862-1452

事務連絡
平成21年6月22日
中小企業庁経営支援部経営支援課

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2第1項に規定する中小企業承継事業再生計画の運用に係る実施要領について

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「法」という。）第39条の2第1項に規定する中小企業承継事業再生計画の運用については、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成11年政令第258号）。以下「施行令」という。」、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成21年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下「施行規則」という。）」、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針（平成21年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「施行指針」という。）」、「我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（平成21年経済産業省告示第214号。以下「基本指針」という。）」に定めているところですが、円滑な運用を図るために、具体的な手続関係等について本要領を定めましたので、本要領に定めるものにて実施されるよう協力をお願いします。

第1 中小企業承継事業再生計画に係る手続

一 中小企業承継事業再生を行おうとする特定中小企業者及び承継事業者による中小企業承継事業再生計画の申請書の作成

1. 中小企業承継事業再生計画（※1）（以下、「再生計画」という。）の申請書の作成に当たっては、当該再生計画の申請を行おうとする特定中小企業者（※2）及び承継事業者（※3）（以下「申請者」という。）は、経済産業局（沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に事前に相談できる。また、申請者が法第41条第2項第1号の認定支援機関の指導又は助言を受けている場合にあつては、当該認定支援機関に相談することができる。

※1：特定中小企業者（※2）が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者に承継させるとともに、当該事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより、当該事業の再生を図る計画（法第2条第2項）。

※2：過大な債務を負っていることその他の事情によって財務の状況が悪化していることにより、事業の継続が困難となっている中小企業者（法第2条第21項）。

※3：中小企業承継事業再生により事業を承継する事業者（法第2条第23項）。なお、承継事業者には、承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。また、特定

中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者単独の申請となる（法第39条の2第1項）。

2. 申請者が再生計画への申請を決定した場合、申請者又は認定支援機関は、経済産業局に、再生計画（認定申請書）の内容を連絡する。経済産業局は、認定申請書の内容に關し十分な確認を行った上で、再生計画に係る事業を所管する省庁（権限が委任されている場合にあっては地方支分部局。以下「業所管省庁」という。）と当該認定申請書の内容に關して事前の調整を行う。また、必要に応じて、業所管省庁は、申請者と直接事前の調整を行うことができる。

また、申請者が認定申請書に、法第39条の2第3項の特定許認可等（※4）に基づく特定中小企業者の地位を記載しようとする場合、経済産業局は、申請者に特定許認可等をした行政庁（以下「許認可行政庁」という）に対し、当該申請者の名称、所在地等について連絡を行い、連絡を受けた許認可行政庁は、特定許認可等に基づく地位の承継（※5）に係る申請者との事前調整を行うことができる。

※4：行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号の許認可等であって、それに基づく地位を特定中小企業者（※2）が有する場合において当該地位が承継事業者（※3）に承継されることが中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるもの（法第39条の2第3項）。

※5：認定中小企業承継事業再生計画に第39条の2第3項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、当該認定中小企業承継事業再生計画に従つて承継事業者が事業を承継したときは、当該承継事業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継する（法第39条の4第1項）。

（参考） 事業を所管する大臣に係る地方支分部局

総務大臣	総合通信局（沖縄は沖縄総合通信事務所）
財務大臣	国税局（沖縄は沖縄国税事務所）
厚生労働大臣	厚生労働本省 ※地方支分部局への権限委任を行わないため本省。
農林水産大臣	農林水産本省 ※地方支分部局への権限委任を行わないため本省。
経済産業大臣	経済産業局（沖縄は内閣府沖縄総合事務局）
国土交通大臣	地方整備局及び北海道開発局（沖縄は内閣府沖縄総合事務局）、 国土交通本省 ※運輸業及び旅行業については、地方支分部局への権限委任を行わないため本省。
環境大臣	環境本省

※地方支分部局への権限委任を行わないため本省。

3. 経済産業局は、当該再生計画の申請前に、認定申請書の提出先等の情報について申請者に伝える。認定申請書の宛先については、経済産業局長（沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）及び再生計画に係る事業を所管する大臣（権限が委任されている場合にあっては地方支分部局の長。以下「業所管大臣」という。）が主務大臣（※6）として含まれる場合には当該業所管大臣を連名で列記することとする。なお、認定申請書及びその写し、添付書類（以下「申請書類」という。）の提出部数は、認定に係る主務大臣の数に、申請者返却用の1部を加えた部数を提出するよう指示する。

また、経済産業局は、法第39条の2第3項に基づき、認定申請書に特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合は、認定申請書と併せて、特定許認可等に係る許認可行政庁が定めた書類又は許認可行政庁が書類を定めていない場合は、当該許認可等の根拠法令に基づく審査に必要な関係書類を添付するよう指示する。その際の書類の提出部数は、許認可行政庁の指定する部数とする。なお、経済産業局は、申請者に対し、許認可行政庁との事前調整の完了から再生計画の申請までの期間は、原則1ヶ月を超えないものとすることについて指導を行うこととする。

※6：経済産業大臣及び中小企業承継事業再生計画に係る事業を所管する大臣（法第75条第1項第10号）。

二 中小企業承継事業再生計画に係る申請書類の受理手続

1. 申請書類の受理については、特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局が受理することとする（※7及び※8）。

※7：中小企業承継事業再生計画の認定を受けようとする申請者は、申請書を経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出するものとする（施行規則第38条第1項）。

※8：特定中小企業者と承継事業者の主たる事務所の所在地が、経済産業局長の管轄区域を越えて所在する場合は、特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が、申請書類の受理のほか後述する各種の事務等の権限を有することとなる。例えば、近畿エリアの特定中小企業者が、中部エリアの承継事業者に事業を承継する場合には、特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する近畿経済産業局長が、申請書類の受理をはじめ、その認定、報告微収、取消等の全ての権限を有することとなる。

2. 申請書類を受理した経済産業局は、申請書類の内容を確認の上、直ちに業所管省庁に対して、申請書類を送付することとする。

3. 申請者から申請書類を受理する際には、認定に係る主務大臣の数に、申請者返却用の1部を加えた部数を受理することとする。

4. 認定申請書に特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている

場合は、経済産業局長及び業所管大臣は、法第39条の2第5項に基づき許認可行政庁に協議することとなる（「別添1-1：協議に係る文書例」参照。）。そのため、直ちに当該許認可行政庁に対して、許認可等に係る審査に必要な関係書類及び認定申請書の写しを送付することとする。

三 中小企業承継事業再生計画の認定に係る手続

1. 申請のあった再生計画の認定に当たり、当該再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局及び業所管省庁は、認定の適否の判断を、法、施行指針及び基本指針に規定する認定要件に基づき行うこととする（「別添3：中小企業承継事業再生計画の審査基準」参照。）。

また、特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている計画を認定する場合は、上記第1の2の4の許認可行政庁への協議に対する同意が得られたことを確認し認定することとする（「別添1-2：同意に係る文書例」参照。）。経済産業局は、同意が得られたことを確認した後、直ちに同意があった旨を業所管省庁に連絡することとし、業所管大臣は当該連絡を受け、同意があつたことを確認した後、認定することとする。

さらに、法第74条第1項において、主務大臣及び厚生労働大臣は、申請者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、協力しなければならないとしており、経済産業局は、別添3の6.の1から4について十分な確認を行った上で、十分な時間的余裕をもって、認定申請書の雇用に関する事項について認定前に厚生労働本省に協議することとする。

2. 経済産業局及び業所管省庁は、当該再生計画を認定するときは、施行規則第39条第1項に基づき、経済産業局長及び業所管大臣の連名による認定書を作成し、記名押印をする。経済産業局は、認定申請書の写しとともに袋封じをし、当該再生計画の申請者に交付することとする。なお、認定書の宛先は特定中小企業者及び承継事業者を列記することとする。

3. 認定しないこととしたときは、施行規則第39条第3項に基づき、様式第五十八により申請者に通知する。

4. 経済産業局は認定書を交付する際、計画の認定から事業の承継までの期間は原則3ヶ月を超えないものとすることについて指導を行うこととする。

5. 経済産業局及び業所管省庁は、行政手続法第11条の規定（複数の行政庁が関与する処分）に従い、事務手続及び審査にあたって緊密に連絡を取り合う。

※参考（行政手続法）

第十一条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連

格をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

四 中小企業承継事業再生計画に係る事業の承継の報告

1. 経済産業局長は、法第39条の4第2項の規定により承継事業者が認定中小企業承継事業再生計画（以下「認定計画」という。）に従って事業を承継したことについて、施行規則第44条第1項の様式六十四及び同条第1項の各号に掲げる書類により、認定中小企業承継事業再生事業者（以下「認定事業者」という。）※9から報告を受けることとし、業所管大臣が主務大臣として含まれる場合には当該報告に係る書類を、当該業所管省庁に送付する。
2. また、経済産業局長は、法第39条の4第3項の規定により承継事業者が特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継した場合において、上記1.の報告を受けた場合には、その報告に係る事項を許認可行政庁に通知することとする（「別添2：許認可行政庁への通知に係る文書例」参照。）。

※9：法第39条の2第1項の認定を受けた者であり、当該認定を受けた者が当該認定に係る中小企業承継事業再生計画に従って設立した承継事業者となる法人を含む。

五 認定中小企業承継事業再生計画の変更の認定に係る手続

1. 経済産業局及び業所管省庁は、法第39条の3第1項の規定に基づく認定した中小企業承継事業再生計画の変更の認定に当たり、前記第1の二から三を準用する。その際、当該再生計画の変更を認定する場合は施行規則第40条第4項に基づき、経済産業局長及び業所管大臣の連名による認定書を作成し、記名押印の上、経済産業局が認定事業者に交付することとする。不認定とする場合は施行規則第40条第6項に基づき、様式第六十により認定事業者に通知する。
2. ただし、法第39条の3第1項に規定する軽微な変更（※10）の場合には、上記1の変更の認定に係る手続は不要であり、この場合は、当該変更について施行規則第41条第2項の規定に基づき、様式第六十一により経済産業局長及び業所管大臣に届出をすることとする。
3. なお、上記の変更の認定及び軽微な変更の届出は、認定事業者が共同で（※11）行うものとする。

※10：中小企業承継事業再生計画の認定等に関する施行規則第35条の5に規定する軽微な変更は以下のとおり。

- 一 認定中小企業承継事業再生事業者の名称及び住所の変更
- 二 当該中小企業承継事業再生の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

※11：法第39条の2第1項の認定を特定中小企業者が単独で受け、事業を承継する法人を設立する前に行うときには、当該特定中小企業者が単独で行う。また、事業を承継した後においては、承継事業者が単独で行うことができる。

4. なお、資金調達先の変更、資金調達額の若干の変更等、認定計画に記載され

た目標を達成するために支障がないと判断される軽微な事項については、「計画の変更（※12）」に該当しないこととする。

※12：「計画の変更」とは、計画の認定を受けた事業者が計画の進捗状況等を踏まえて一定の目的を持って行うものである一方で、上記4.に規定する変更是そういった観点がないことから、「計画の変更」そのものに該当しないと判断されるものである。

六 中小企業承継事業再生計画の取消しに係る手続

1. 経済産業局及び業所管大臣は、法第39条の3第5項に規定するとおり、認定事業者が、当該再生計画に従って中小企業承継事業再生のための措置を行っていないと認められるときは、当該認定を取り消すことができる。

また、法第39条の3第6項に規定するとおり、計画が第39条の2第4項の各号のいずれかに適合しないものとなったと認める場合には、当該認定を取り消すことができる。ただし、この場合は、必ずしも本人の責めに帰すべき要因のみによるとは限らないため、ただちに認定を取り消すのではなく、まず当該計画の変更を指示することができる。

2. 経済産業局及び業所管省庁は、上記1により認定を取り消すときは、施行規則第43条に基づき、様式第六十三により、当該再生計画を認定した経済産業局長及び業所管大臣の連名による認定取消し通知書を作成し、記名押印の上、経済産業局は、認定事業者に通知する。

七 認定中小企業承継事業再生計画の実施状況の報告

経済産業局長は、施行規則第48条第1項の規定により認定計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、様式六十五により、認定事業者から報告を受けることとし、業所管大臣が主務大臣として含まれる場合には当該報告に係る書類を当該業所管省庁に送付する。

第2 標準処理期間

中小企業承継事業再生計画の認定及び変更の手続に係る標準処理期間を以下のとおり定める。

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により行われた電子申請の場合の処理期間	他の申請の場合の処理期間
中小企業承継事業再生計画の認定	25日	30日

中小企業承継事業再生計 画の変更の認定	25日	30日
------------------------	-----	-----

ただし、申請者が認定申請書に、法第39条の2第3項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を記載する場合、「計画の認定の申請から認定までに係る期間」及び「変更の認定の申請から認定までに係る期間」には、許認可行政庁に協議し、その同意を得るために要した期間を含まないものとする。

第3 指導及び助言の具体的内容

- 一 経済産業局及び業所管省庁は、中小企業者の利便に資するため、法の運用を担当する部署を定めるとともに、担当窓口を設ける等、法の周知徹底に努める。
- 二 経済産業局及び業所管省庁は、再生計画が的確に実施されるよう、必要に応じて次に掲げる指導及び助言を行う。
 - 1. 再生計画に係る手続及び支援策を紹介すること。
 - 2. 再生計画の認定により、公的融資等又は公的債務保証（以下「融資等」という。）が行われることを期待する事業者から再生計画の申請について相談があった場合は、当該事業者に対し、当該計画の認定の判断と融資等の判断は別個のものであり、当該計画の認定が融資等を保証するものではない旨を明確に説明すること。
 - 3. 再生計画の進捗状況や支援措置の活用状況等に関する定期的な調査を行い、計画遂行上、支障が生じていることを認める場合においては、計画内容、実施方法について当該計画の変更を含め、事業者に対し再検討を促すこと。
 - 4. 計画の認定を受けただけでは登録免許税及び不動産取得税は軽減されないこと、及び租税特別措置法適用証明の申請（「別添4-1：「租税特別措置法適用証明申請書（第1号、第2号又は第3号関係）」及び別添4-2：「租税特別措置法適用証明申請書（第4号又は第5号関係）」参照。）又は事業の譲渡若しくは資産の譲渡に係る不動産であることの認定申請（「別添5：「事業の譲渡若しくは資産の譲渡に係る不動産であることの認定申請書」参照」を行い、登記の日までに登記事項の内容について主務大臣の証明を受けておく必要があること。）

以上

<別添1-1：協議に係る文書例>

（番 号）
平成〇年〇月〇日

地方支分部局又は都道府県等の長名

業所管大臣（※）及び経済産業局長名
(※権限委託する場合には地方支分部局の長)

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2第5項の規定に基づく特定許認可等に係る協議について（依頼）

別添のとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2第1項の規定に基づき、中小企業承継事業再生計画の認定申請があり、当該計画に、同法第39条の2第3項の規定に基づき、〇〇法第〇条第〇項の許可に基づく地位が記載されておりますので、同法第39条の2第5項の規定に基づき協議いたします。

<別添1-2：同意に係る文書例>

(番 号)
平成〇年〇月〇日

業所管大臣(※)及び経済産業局長名
(※権限委任する場合には地方支分部局の長)

地方支分部局又は都道府県等の長名

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2第5項の規定に基づく特定許認可等に係る協議について(回答)

平成〇年〇月〇日付けをもって、業所管大臣及び経済産業局長名から依頼のありました、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2第5項の規定に基づく特定許認可等に係る協議の依頼につきまして、下記の通り回答いたします。

記

同意する(又は同意しない)

※同意しない場合は理由を記載。

<別添2：許認可行政庁への通知に係る文書例>

(番 号)
平成〇年〇月〇日

地方支分部局又は都道府県等の長名

業所管大臣(※)及び経済産業局長名
(※権限委任する場合には地方支分部局の長)

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の4第3項の規定に基づく事業の承継の報告に係る通知について

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の4第3項の規定に基づき、別添のとおり通知いたします。

<別添3>

中小企業承継事業再生計画の審査基準

以下の各項目について「○(要件に該当している)」、「×(要件に該当するためには改善を要する)」で審査を行い、一つでも×があった場合には、認定しないこととする。

下記の全ての要件を満たすことである。

1. 特定中小企業者が過大な債務を負っていること等によって財務の状況が悪化していること

財務の状況が悪化していることとは、以下の算式によって算出した値が、原則として20を超えており、又は当該式の分母が負となっていることをいうものとする。ただし、当該式については、業態特性や固有の事情等を勘案することとし、柔軟性を確保するものとする。

$$\frac{\text{有利子負債合計額} - \text{現預金} - \text{信用度の高い有価証券等の評価額} - \text{運転資金の額}}{\text{留保利益} + \text{減価償却費} + \text{前事業年度からの引当金の増減額}} > 20$$

上記の算式の計算方法は以下のとおりとする。

イ 有利子負債

有利子負債=短期借入金+割引手形+長期借入金（1年内に返済予定のものを含む。）+社債（1年内に償還予定のものを含む。）

ロ 運転資金

運転資金=売掛債権+棚卸資産-仕入債務

ただし、上記計算において、売掛債権中の回収不能額、棚卸資産中の不良在庫等は控除するものとする。

また、金融業、商社等においては、営業行為そのものである貸付債権及び投資債権（延滞債権及び返済猶予、利息減免等の条件変更債権並びに倒産事業者等への債権等の回収可能性の低い債権を除く。）を、売掛債権に準ずるものとみなす。

ハ 信用度の高い有価証券等

基本指針ニイ2①及び九イ1中の「信用度の高い有価証券等」に該当する資産及びその評価額の計算方法は、次のとおりとする。

1 「信用度の高い有価証券等」に該当する資産

- ① 国債及び地方債
- ② 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券）
- ③ 特殊債（政府保証債を除く公庫等の特殊法人、独立行政法人及び政府出資のある会社の発行する債券）
- ④ 金融債
- ⑤ 格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当以上の債券を発行している会社の発行するすべての債券及び株式（日本国外において発行されているものを含む。）
- ⑥ 証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行するすべての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債
- ⑦ 証券取引所上場株式及び店頭公開株式、並びに証券取引所上場会社の発行している非上場株式
- ⑧ 外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行するすべての株式及び上場債券発行会社の発行する全ての債券（日本国外において発行されているものを含む。）
- ⑨ 外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券

⑩ 日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券

⑪ 日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券

⑫ その他主務官庁がこれらに準ずるものとした資産

ただし、⑤から⑪までに該当する債券又は株式であっても、当該債券又は株式が日本国外で発行された場合においては、その国の経済状況、当該債券又は株式の発行会社の財務内容及び事業債の内容等について検討した結果、安全性に問題があると認められる場合（例えば、日本国外において発行された債券の発行地の政府が、当該債券についてデフォルトを行った場合等）は、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券としない場合がある。

また、客観的・合理的な評価方法で時価を算出できない場合は、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券とはしないものとする。

2 評価額の計算方法

ニハ1①から⑫までに掲げた資産の評価額の計算方法は、次のaからeまでに掲げる資産の種類ごとに、当該aからeまでに定める方法とする

- a 國債 時価評価額に95%を乗ずること。
- b 政府保証債 時価評価額に90%を乗ずること。
- c 株式 時価評価額に70%を乗ずること。
- d その他の債券 時価評価額に85%を乗ずること。
- e ニハ1⑩に掲げる資産 主務官庁の判断する方法によること。

二 留保利益

留保利益=経常利益-法人税等-社外流出

なお、留保利益の計算に当たっては、次の1及び2に留意する。

- 1 「法人税等」とは、経常利益に対する法人税、住民税及び法人事業税をいい、その予想額の計算に当たっては、経常利益に法人税等の実効税率を乗じて計算することができる。
- 2 「社外流出」とは、配当等をいい、その予想額の計算に当たっては、計画申請時の予想数値を用いることとする。

木 減価償却費

本文ニイ2①及び九イ1中の「減価償却費」は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を計算する。

ヘ 引当金

本文ニイ2①及び九イ1中の「引当金」の計算については、次に掲げる引当金は含まないものとする。

- 1 賞与引当金
- 2 退職給付引当金
- 3 特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金

2. 中小企業再生による事業の強化に関する目標が中小企業承継事業再生の対象となった事業部門において、以下の①及び②をともに満たすこと

$$\textcircled{1} \frac{\text{有利子負債合計額}-\text{現預金}-\text{信用度の高い有価証券等の評価額}-\text{運転資金の額}}{\text{留保利益}+\text{減価償却費}+\text{前事業年度からの引当金の増減額}} \leq 1.0$$

$$\textcircled{2} \frac{\text{経常収入}}{\text{経常支出}} \times 100 \geq 100$$

上記①の算式の計算方法は、(1)イからヘと同様とする。また、②の算式の計算方法は以下のとおりとする。

イ 経常収入

経常収入=売上高+営業外収益-受取手形(割引手形を含む。)増加-売掛金増加+前受金増加+前受収益増加-未収入金増加-未収収益増加

ロ 経常支出

経常支出=売上原価+販売費・一般管理費+営業外費用+棚卸資産増加-支払手形増加-買掛金増加-減価償却費+前渡金増加+前払費用増加-貸倒引当金増加-未払金増加-未払費用増加-引当金増加

なお、上記イ及びロの項目中「増加」と記載されているものについては、前事業年度末から当該事業年度末にかけての当該項目の増加額(減少した場合は当該減少額に-1を乗じた額)とする。

3. 中小企業承継事業再生計画を、以下の①及び②のいずれにも該当する方法により実施するものであること

- ① 特定中小企業者から、他の事業者若しくは新たに設立される事業者を承継事業者として、事業の全部若しくは一部を事業譲渡若しくは吸收分割により承継させる方法、又は新設分割により設立される事業者を承継事業者として、事業の全部若しくは一部を承継させる方法
- ② ①の承継の際、特定中小企業者に残された過剰債務等について、当該特定中小企業者を特別清算手続又は破産手続により将来的に清算する等により、適切に整理する方法

なお、中小企業承継事業再生については、当該中小企業承継事業再生を実施する地域における当該中小企業承継事業再生に係る事業と同一の業種に属する他の事業者との適正な競争関係に及ぼす影響に留意するものとする。

4. 中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

(1) 中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者が当該中小企業承継事業再生計画に従って承継する事業に係る許認可等を取得している、又は適切に取得できると見込まれるものであること。

(2) 中小企業承継事業再生計画の実施に必要な資金の調達が不可能なものでないこと。

(3) 次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。

イ 当該中小企業承継事業再生計画が、認定支援機関の指導若しくは助言又は特定認証紛争解決手続に基づき作成されていること。

ロ 当該中小企業承継事業再生計画が、民事再生法(平成十一年法律第二百

二十五号) 第二条第三号に規定する再生計画(同法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定があるものに限る。)又は会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する更生計画(同法第百九十二条第一項の規定による更生計画の認可の決定があるものに限る。)に基づき作成されていること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該中小企業承継事業再生計画が、一般に公表された債務処理を行うための手続(破産手続、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規定による更生手続及び特別清算に関する手続を除く。)についての準則(公正かつ適正なものと認められるものに限る。)に基づき作成されていること。

(4) その他中小企業承継事業再生の実施が特に困難であると認められないこと

5. 中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生により、承継事業者が承継する事業に係る特定中小企業者の経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものでないこと

中小企業承継事業再生計画に次に掲げる措置を講ずる旨の定めがあることにより、承継事業者が承継することとなる事業(以下「承継事業」という。)に係る特定中小企業者の有する経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものでないと見込まれるものであることをいうものとする。

イ 当該特定中小企業者において承継事業に従事する従業員のうち承継事業者において承継事業に従事することとなるものの数を当該特定中小企業者において承継事業に従事する従業員の数で除した値がおおむね百分の八十以上であること。

ロ 当該承継事業者が、当該承継事業に従事している従業員の雇用の安定に努めること。

ハ 当該承継事業者が、承継事業に係る特定中小企業者の有する経営資源のうち重要な設備その他の当該承継事業の継続に不可欠なものを適切に取得すること。

なお、承継事業者において承継事業に従事することとなるものの数は、承継事業者が承継事業と同種の事業(以下「同種事業」という。)を営んでいる場合であって、中小企業承継事業再生計画の実施により同種事業に従事する従業員の解雇等を行うときは、当該数から当該解雇等に係る従業員の数を差し引いた数とする。

6. 当該中小企業承継事業再生計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと

中小企業承継事業再生に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行うこと、かつ、中小企業承継事業再生計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことをいうものとする。

具体的には、以下の事項その他中小企業承継事業再生計画の実施により従業員の地位を不当に害するものでないことを確認するために必要な事項について、十分な話し合いを行った旨が記載されていることを確認する。

- 1 中小企業承継事業再生計画の主たる目的が従業員の削減でないか
- 2 承継事業の選定が恣意的でないか
- 3 第二会社に移行しない労働者がいる場合、その選定が恣意的でないか、その後の雇用の安定には十分な配慮があるか
- 4 第二会社に移行した労働者の労働条件が切り下げられていないか

7. 中小企業承継事業再生計画が特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと

中小企業承継事業再生計画の実施により、特定中小企業者の取引の相手方である事業者の有する売掛金債権(特定中小企業者との取引に係るものに限る。)の全部又は一部が消滅するものでないことをいうものとする。ただし、当該取引の相手方である事業者の同意がある場合には、この限りでない。

<別添4-1：租税特別措置法適用証明申請書（第1号、第2号又は第3号関係）

>
株式第一（第1号、第2号又は第3号関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年月日

主務大臣名 殿

本 店
商 号
代表者の資格及び氏名 印(注1)

下記事項が租税特別措置法第80条第1項第〇号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 (注2)

2. 登記事項の内容 (注3)

3. 登記予定年月日
年月日

4. 租税特別措置法第80条第1項に規定する産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第〇条第1項の認定年月日
年月日

5. 認定事業再構築計画（事業の構造の変更及び事業革新について計画が定められているものに限る）、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画又は認定中小企業承継事業再生計画中登記事項の該当する箇所

(注4)

（奥書き）

上記事項は、租税特別措置法第80条第1項第〇号に該当するものであることを証明します。

番号

年月日

主務大臣名

印

(注1) 申請者である会社の本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。なお、会社の設立の場合（新設合併又は新設分割による設立の場合を含む。）においては、設立される会社の表示並びに発起人代表者又は代表者となる者の資格及び氏名を記載する（設立される会社の社印が確定していない場合は、押印を要しない）。また、新設合併による設立の場合には、合併により消滅する会社についても、本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

(注2) 登記申請人である会社の本店及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

(注3) 次の例により記載し、資本金、増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。

第1号の場合

○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資（出資比率は各社○○パーセント）による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立（又は資本金の額の増資（○月○日の增资、増加する資本金の額○○円））

第2号の場合

(1) ○○株式会社と○○株式会社の合併による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立
(2) ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（平成○年○月○日の增资、増加する資本金の額○○円）

第3号の場合

(1) ○○株式会社の新設分割による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立
(2) ○○株式会社からの吸収分割により○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（平成○年○月○日の增资、増加する資本金の額○○円）

(注4) 次の例により記載する。

2に記載する登記事項は、○第〇号により主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画の○一〇一〇（※認定計画中当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-（2）-④、別表1等）に記載されている。

<別添4-2：租税特別措置法適用証明申請書（第4号又は第5号関係）>

様式第二（第4号又は第5号関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年月日

主務大臣名
印

本店	店
商号	
代表者の資格及び氏名	印（注1）

下記事項が租税特別措置法第80条第1項第〇号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人

(1) 諸受人（登記権利者）

本店

商号

(2) 諸法人（登記義務者）

本店

商号

2. 登記事項の内容

（注2）

3. 登記予定年月日

年月日

4. 租税特別措置法第80条第1項に規定する産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第〇条第1項の認定年月日

年月日

5. 認定事業再構築計画（事業の構造の変更及び事業革新について計画が定められているものに限る）、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画又は認定中小企業承継事業再生計画中登記事項の該当する箇所

（注3）

6. 移転不動産の表示（別紙）

（注4）

7. 分割の場合、分割年月日

年月日

（奥書き）

上記事項は、租税特別措置法第80条第1項第〇号に該当するものであることを証明します。

番号

年月日

主務大臣名

印

（注1） 申請者である会社の本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。なお、会社の設立の場合（新設合併又は新設分割による設立の場合を含む。）においては、設立される会社の表示並びに発起人代表者又は代表者となる者の資格及び氏名を記載する（設立される会社の社印が確定していない場合は、押印を要しない）。また、新設合併による設立の場合には、合併により消滅する会社についても、本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

（注2） 次の例により、所有権の移転の原因及び年月日を記載する。

第4号の場合

- (1) ○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資による○○株式会社の設立（又は、資本金若しくは出資の額の増加）の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた〔現物出資〕等による所有権移転
〔売 買〕
- (2) 平成〇年〇月〇日に行われた〔現物出資〕等による所有権移転
〔売 買〕

（注）事業に必要な資産の譲受けの場合であって、法人の設立、資本金若しくは出資金の増加によらないものの場合のみ。

第5号の場合

- (1) ○○株式会社と○○株式会社の合併（新設分割）による○○株式会社の設立（又は資本金若しくは出資の額の増加）の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた合併（新設分割）等による所有権移転
- (2) ○○株式会社が○○株式会社を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた合併等による所有権移転
- (3) ○○株式会社からの吸収分割により○○株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成〇年〇月〇日に行われた分割等による所有権移転

（注3） 次の例により記載する。

2に記載する登記事項は、〇第〇〇号により主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画の〇—〇—〇（※認定計画中当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3—(2)—④、別表1等）に記載されている。

(注4) 別紙には、移転すべき不動産の表示を記載する。

(1) 土地の場合 所在、地番、地目及び地積

(2) 家屋の場合 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 船舶の場合 種類、名称、船籍港、船員及び総トン数

<別添5：事業の譲渡若しくは資産の譲渡に係る不動産であることの認定申請書

様式第一（認定事業再構築計画・認定経営資源再活用計画・認定資源生産性革新計画・認定中小企業承継事業再生計画・認定経営資源融合計画関係）

産業活力再生特別措置法第〇条第〇項の認定計画に従った事業の譲渡若しくは資産の譲渡
(注1)に係る不動産であることの認定申請書

平成〇〇年〇月〇〇日

主務大臣名 殿

本 店

商 号

代表者の資格及び氏名

印

地方税法附則第11条の4第5項に規定する産業活力再生特別措置法第〇条第〇項に規定する〇〇計画（以下、「認定計画」という。）に従った事業の譲渡若しくは資産の譲渡に係る不動産であることについて、下記により認定を受けたいので、申請します。

記

1. 認定計画

(1) 認定を受けた事業者

所在地

会社名

代表者

(2) 産業活力再生特別措置法第〇条第1項の認定番号及び年月日

平成〇〇・〇〇・〇〇〇第〇号 平成〇〇年〇月〇〇日

2. 譲渡人

所在地

会社名

代表者

3. 取得不動産の内容（別紙）

4. 当該不動産の取得予定年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

5. 当該不動産が認定計画に定める事業の譲渡若しくは資産の譲渡に係るものであることの
説明

経済産業大臣の認定を受けた1. 認定計画(○一〇一〇及び別表3)の記載のうち、2.
の譲渡人の事業の譲渡若しくは資産の譲渡に係る不動産であります。

(別紙)

○○株式会社が取得する不動産の内容

(土地)

(単位: m²)

	所在地番	地目	面積	その他
1	○○県○○市○○○○○番地	○○	○○. ○○	○○が○○に譲渡する土地
2	○○県○○市○○○○○番地	○○	○○. ○○	○○が○○に譲渡する土地
3	○○県○○市○○○○○番地	○○	○○. ○○	○○が○○に譲渡する土地

(家屋)

(単位: m²)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1	○○県○○市○○○○○番地	○○○	○○.○○	○○が○○に譲渡する家屋
2	○○県○○市○○○○○番地	○○○	○○.○○	○○が○○に譲渡する家屋

上記不動産は地方税法施行令附則第9条の3第1項各号に掲げる不動産に該当しません。

(注1) ここにいう資産の譲渡とは、当該計画に従って行われる事業の譲渡と一体のものと
して行われる資産の譲渡又は当該計画に従って行われる他の資産の譲渡と併せて一の
事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として総務省令で定めるものに限る。

(奥査)

番号

上記不動産について、地方税法附則第11条の4第5項に規定する産業活力再生特別措置
法第〇条第1項に規定する認定計画に従った事業譲渡若しくは資産の譲渡に係る不動産であ
ることを認定します。

年月日
主務大臣名

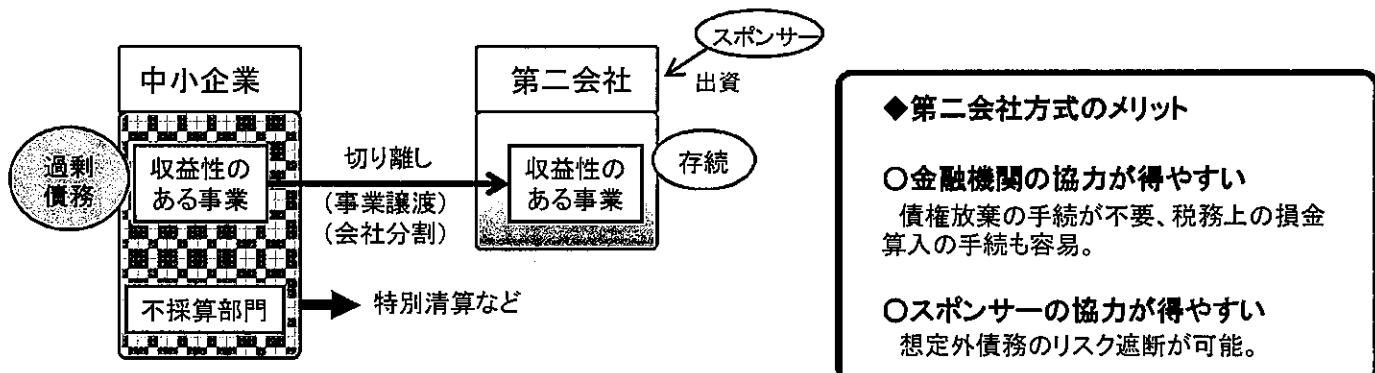
◆第二会社方式による中小企業の事業再生を支援します！◆

中小企業の事業再生の円滑化を目的として、「第二会社方式」による再生計画の認定制度を創設しました。中小企業がこの認定を受けると、営業上必要な許認可等を承継できる特例、税負担の軽減措置、金融支援を活用し、事業再生に取り組むことができます。

この認定制度は、中小企業の事業再生を通じ地域の雇用や取引先を守ることを目的としております。

1. 第二会社方式とは

財務状況が悪化している中小企業の収益性のある事業を会社分割や事業譲渡により切り出し、他の事業者(第二会社)に承継させ、また、不採算部門は旧会社に残し、特別清算等をすることにより事業の再生を図ります。この第二会社方式は中小企業の事業再生に有効な再生手法です。



2. 認定制度の創設

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法を制定し、「中小企業承継事業再生計画」(※)の認定制度を創設しました。中小企業が第二会社方式による「中小企業承継事業再生計画」を作成し、その計画が一定の基準を満たせば、計画の認定を受けることができます。「中小企業承継事業再生計画」の作成にあたっては、中小企業再生支援協議会からの支援を受けられます。

※:中小企業が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者に承継させるとともに、当該事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより、当該事業の再生を図る計画。

3. 対象となる方

- 過大な債務を抱え、事業の継続が困難となっている。
- 収益性のある事業を有している。

といった状況にある中小企業が対象となります。認定には中小企業再生支援協議会等を通じた公正な債権者調整プロセスを通じ、金融機関の合意を得ることなど、一定の要件を満たすことが必要です。

◆中小企業再生支援協議会とは

中小企業再生支援協議会(以下「協議会」という)では、中小企業の私的整理における専業 を各地域において支援しています。協議会には事業再生の支援について知識や経験を有する専門家が常駐し、課題解決に向け、窓口相談を行っています。金融機関との調整が必要と協議会が判断した場合には再生計画の策定支援を行います。再生計画の策定支援に当たっては、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等からなる個別支援チームを結成し、支援を行います。協議会は、47都道府県のそれぞれに1カ所ずつ設置されており、約250名の常駐専門家が支援活動を実施しています。

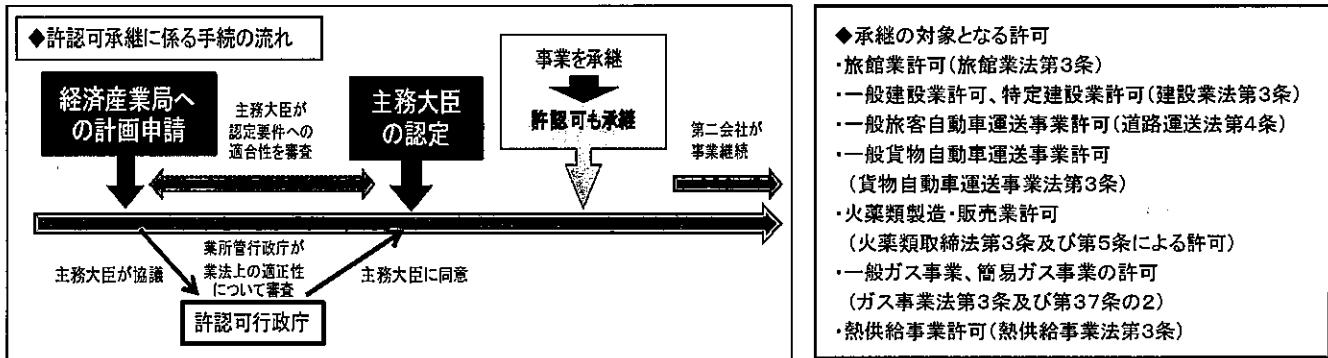
※各都道府県の協議会の連絡先は裏表紙をご覧ください。

4. 認定による支援内容

中小企業承継事業再生計画の認定を受けると下記の3つの支援が受けられます。

(1) 営業上必要な許認可を承継

第二会社が営業上の許認可を再取得する必要がある場合には、旧会社が保有していた事業に係る許認可を第二会社が承継できます。



(2) 税負担の軽減措置

第二会社を設立した場合等の登記に係る登録免許税、第二会社に不動産を移転した場合に課される登録免許税及び不動産取得税が軽減されます。

◆登録免許税の軽減

登記事項		本則税率	軽減税率
商業登記	株式会社の設立又は資本金の額の増加	0.70%	0.35%
	分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加		
	資本金が純増しない部分	0.15%	0.10%
	資本金が純増する部分	0.70%	0.35%
不動産登記	事業譲受による不動産の所有権移転(土地)	1.00%(*1)	1.00%(*1)
	事業譲受による不動産の所有権移転(建物)	2.00%	1.60%
	分割による不動産の所有権移転	0.80%	0.20%

(*1) 租税特別措置法第72条に基づく優遇税率適用後の税率

◆不動産取得税の軽減

取得の形態等	本則税率	軽減税率
事業譲受による不動産の所有権の取得(土地)	3.00%(*2)	2.50%
事業譲受による不動産の所有権の取得(建物)	4.00%	3.33%

(*2) 地方税法附則第11条の2に基づく優遇税率適用後の税率

(3) 金融支援

第二会社が必要とする事業を取得するための対価や設備資金など新規の資金調達が必要な場合、以下の金融支援を受けられます。

1. 日本政策金融公庫の低利融資	2. 中小企業信用保険法の特例	3. 中小企業投資育成株式会社法の特例													
一設備資金及び運転資金を低利で融資します。	一普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の別枠を設けることができます。	一設立の際に発行される株式の引受けなどの支援を受けられます。													
通常 基準金利による貸付け <table border="1"> <tr> <td>低利化</td> </tr> <tr> <td>・貸付利率:基準金利-0.9%</td> </tr> <tr> <td>・貸付限度:</td> </tr> <tr> <td>・設備資金 7億2,000万円</td> </tr> <tr> <td>・運転資金 (7億2,000万円のうち) 4億8,000万円</td> </tr> <tr> <td>・貸付期間:</td> </tr> <tr> <td>・設備資金 15年以内</td> </tr> <tr> <td>・長期運転資金 7年以内</td> </tr> <tr> <td>※上記金利においては貸付額(7,000万円未満)を除き、支払利息率(5%)にて算出</td> </tr> </table>	低利化	・貸付利率:基準金利-0.9%	・貸付限度:	・設備資金 7億2,000万円	・運転資金 (7億2,000万円のうち) 4億8,000万円	・貸付期間:	・設備資金 15年以内	・長期運転資金 7年以内	※上記金利においては貸付額(7,000万円未満)を除き、支払利息率(5%)にて算出	通常 普通保険 2億円 無担保保険 8千万円 特別小口保険 1,250万円 <table border="1"> <tr> <td>拡大(別枠化)</td> </tr> <tr> <td>普通保険 2億円 無担保保険 8千万円 特別小口保険 1,250万円</td> </tr> </table>	拡大(別枠化)	普通保険 2億円 無担保保険 8千万円 特別小口保険 1,250万円	通常 資本金3億円の企業まで出資可能 <table border="1"> <tr> <td>拡大</td> </tr> <tr> <td>資本金3億円を超える企業も出資可能</td> </tr> </table>	拡大	資本金3億円を超える企業も出資可能
低利化															
・貸付利率:基準金利-0.9%															
・貸付限度:															
・設備資金 7億2,000万円															
・運転資金 (7億2,000万円のうち) 4億8,000万円															
・貸付期間:															
・設備資金 15年以内															
・長期運転資金 7年以内															
※上記金利においては貸付額(7,000万円未満)を除き、支払利息率(5%)にて算出															
拡大(別枠化)															
普通保険 2億円 無担保保険 8千万円 特別小口保険 1,250万円															
拡大															
資本金3億円を超える企業も出資可能															

※上記の支援を受けるためには各関係機関による審査が必要になります。

5. 認定を受けるためには

中小企業承継事業再生計画の認定を受けるためには、下記の9つの要件を満たすことが必要になります。

<認定要件>

◆特定中小企業者^(※1)が過大な債務を負っていること等によって財務の状況が悪化していること

◆中小企業承継事業再生による事業の強化

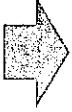
◆中小企業承継事業再生の実施方法

◆中小企業承継事業再生が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

◆特定中小企業者^(※1)の経営資源が著しく損失するものでないこと

◆従業員の地位を不当に害するものでないこと

◆取引先の相手方事業者の利益を不当に害するものでないこと



※1:過大な債務を負っていることその他の事情によって財務の状況が悪化していることにより、事業の継続が困難となっている中小企業者。
※2:中小企業承継事業再生により事業を承継する事業者

1. 計画申請時点で
有利子負債／CF(キャッシュフロー) > 20

2. 計画終了時点で
①有利子負債／CF≤10、②経常収支≥0

3. 既存又は新設する事業者への吸収分割又は事業譲渡、及び新設分割により特定中小企業者^(※1)から承継事業者^(※2)へ事業を承継するとともに、事業の承継後、特定中小企業者を清算するものであること

4. 公正な債権者調整プロセスを経ていること

➢債権者調整が適切になされているものを認定するため、公正性が担保されている以下手続を経てることを要件とする。

- ✓再生支援協議会
- ✓事業再生ADR
- ✓私的整理ガイドライン
- ✓RCC企業再生スキーム
- ✓企業再生支援機構
- ✓民事再生法
- 等

5. 第二会社の事業実施における資金調達計画が適切に作成されていること

6. 営業に必要な許認可について、第二会社が保有、又は取得見込みがあること

➢承継事業者^(※2)が営業には、承継する事業に係る許認可が必要であるため、以下のいずれかを満たすことを要件とする。

- ✓本支援措置の許認可承継特例を用いて行政庁の同意が得られること
- ✓第二会社が既に許認可を取得している、又は取得する見通しがあること

7. 承継される事業に係る従業員の概ね8割以上の雇用を確保
(承継時点*)

*計画の実施期間中においても雇用維持を最大限図るよう努力規定を設ける

8. 従業員との適切な調整が図られていること

➢労使間で以下について十分な話し合いが行われること。

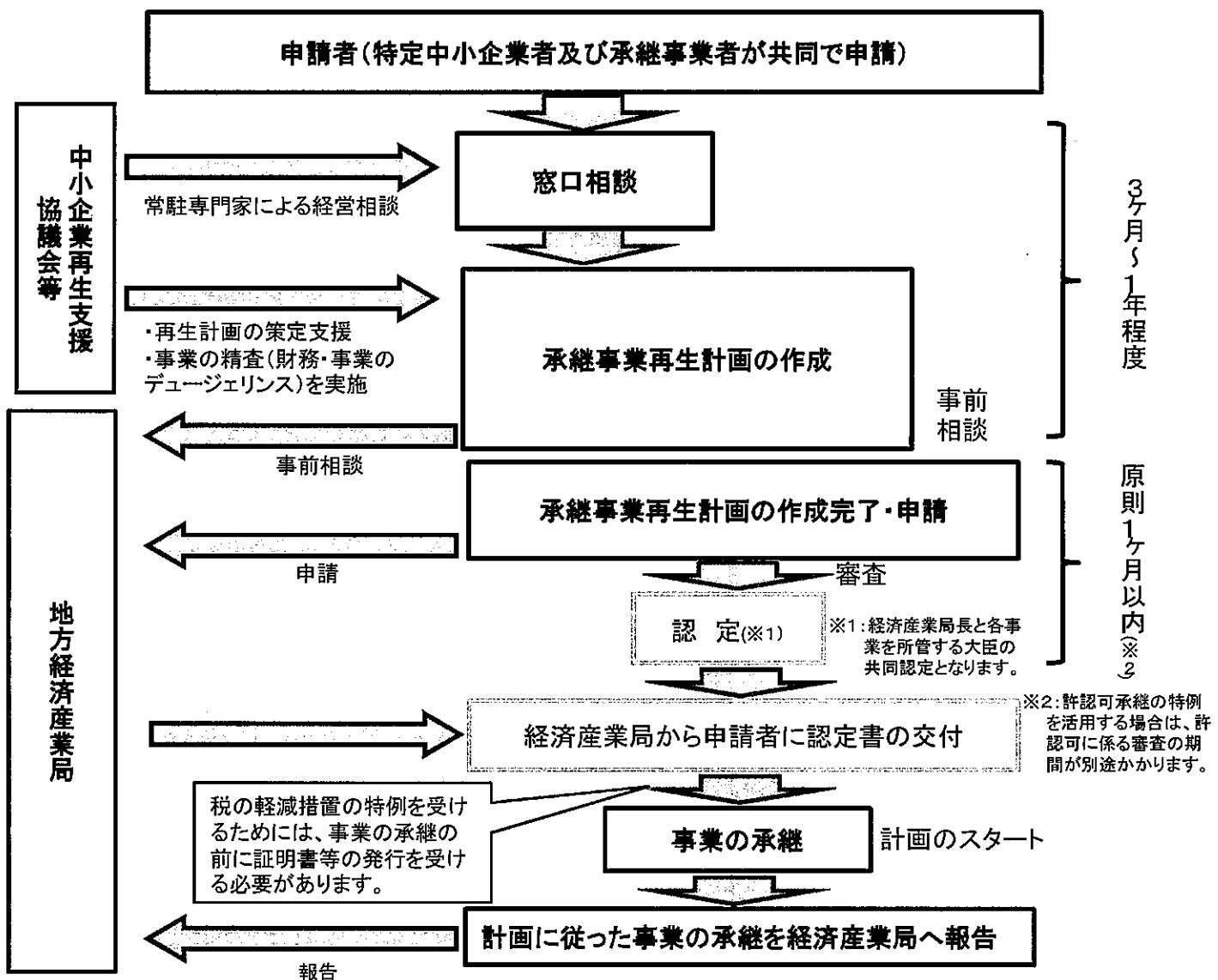
- ・計画の主たる目的が従業員の削減でないか
- ・承継事業の選定が恣意的でないか
- ・第二会社に移行しない労働者の選定が恣意的でないか、その後の雇用の安定には十分な配慮があるか
- ・第二会社に移行した労働者の労働条件が切り下げられていないか

9. 取引先企業への配慮

➢旧会社の取引先企業の売掛債権を毀損させないこと

6. 計画の申請・認定に係る手続の流れ

計画の申請をする場合には、申請書の様式や添付書面について、経済産業局又は中小企業再生支援協議会に事前の相談を行ってください。計画の申請には、中小企業再生支援協議会等を通じた公正な債権者調整プロセスを通じ、金融機関の合意を得ることが必要になります。



7. 申請に必要な書類

申請にあたっては、認定申請書(中小企業承継事業再生計画)を作成するとともに、必要な添付書類を提出しなければなりません。また、許認可等の承継特例を活用する場合は、許認可等の審査に係る書類が必要になります。

◆認定申請書の内容

1. 中小企業承継事業再生の目標
2. 特定中小企業者の業務及び財務の状況に関する事項
3. 承継事業者に関する事項
4. 中小企業承継事業再生の内容
5. 中小企業承継事業再生の実施時期
6. 中小企業承継事業再生の実施に必要な資金の額及びその調達方法
7. 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項

◆主な添付書類

- 定款の写し、貸借対照表等
- 事業の継続及び再建を内容とする計画及び計画の専門家による報告書
- 事業が相当程度強化されることを示す書類
- 公正な第三者機関又は公正な手続が関与していることを示す書類
- 事業に必要な許認可等を保有していることを証する書類
- 従業員の地位を不当に害するものでないことを証する書類 等

◆問い合わせ先

各都道府県の中小企業局・商工会議所

北海道	札幌商工会議所	011-222-2829
青森県	(財) 21あおもり産業総合支援センター	017-723-1021
岩手県	盛岡商工会議所	019-604-8750
宮城県	(財) みやぎ産業振興機構	022-722-3858
秋田県	秋田商工会議所	018-896-6150
山形県	(財) 山形県企業振興公社	023-646-7273
福島県	(財) 福島県産業振興センター	024-525-4091
茨城県	水戸商工会議所	029-300-2288
栃木県	宇都宮商工会議所	028-610-4110
群馬県	(財) 群馬県産業支援機構	027-255-6505
埼玉県	さいたま商工会議所	048-836-1330
千葉県	千葉商工会議所	043-227-1110
東京都	東京商工会議所	03-3283-7425
神奈川県	(財) 神奈川産業振興センター	045-633-5143
新潟県	(財) にいがた産業創造機構	025-246-0096
長野県	(財) 長野県中小企業振興センター	026-227-6235
山梨県	(財) やまなし産業支援機構	055-220-2977
静岡県	静岡商工会議所	054-253-5118
愛知県	名古屋商工会議所	052-223-6953
岐阜県	岐阜商工会議所	058-212-2685
三重県	(財) 三重県産業支援センター	059-228-3370
富山県	(財) 富山県新世紀産業機構	076-444-5663
石川県	(財) 石川県産業創出支援機構	076-267-1189
福井県	福井商工会議所	0776-33-8293
滋賀県	大津商工会議所	077-511-1529
京都府	京都商工会議所	075-212-7937
奈良県	奈良商工会議所	0742-26-6251
大阪府	大阪商工会議所	06-6944-5343
兵庫県	神戸商工会議所	078-303-5852
和歌山县	和歌山商工会議所	073-402-7788
鳥取県	(財) 鳥取県産業振興機構	0857-52-6701
島根県	松江商工会議所	0852-23-0701
岡山县	(財) 岡山県産業振興財団	086-286-9682
広島県	広島商工会議所	082-511-5780
山口県	(財) やまぐち産業振興財団	083-922-9931
徳島県	徳島商工会議所	088-626-7121
香川県	高松商工会議所	087-811-5885
愛媛県	松山商工会議所	089-915-1102
高知県	高知商工会議所	088-802-1520
福岡県	福岡商工会議所	092-441-1221
佐賀県	佐賀商工会議所	0952-27-1035
長崎県	長崎商工会議所	095-811-5129
熊本県	熊本商工会議所	096-311-1288
大分県	大分県商工会連合会	097-540-6415
宮崎県	宮崎商工会議所	0985-22-4708
鹿児島県	鹿児島商工会議所	099-805-0268
沖縄県	那覇商工会議所	098-868-3760

地方経済産業局

北海道経済産業局	産業部 中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局	産業部 中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局	産業部 中小企業金融課	048-600-0425
中部経済産業局	産業部 中小企業課 中小企業再生支援室	052-951-2748
近畿経済産業局	産業部 中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局	産業部 中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局	産業部 中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局	産業部 中小企業課	092-482-5448
沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755

経営企画室

中小企業庁	経営支援部 経営支援課	03-3501-1763
--------------	-------------	--------------